

熱中症対策に係る現場管理費補正について

～ お知らせ ～

令和元年5月
山 口 県

工事現場の熱中症対策に係る費用として、現場管理費を下記のとおり補正することとしましたのでお知らせします。

記

1 適用年月日

令和元年5月15日以降、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

ただし、条件付一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和元年5月15日以降、入札参加資格審査結果を通知するものに適用する。

2 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事（工場製作工事は除く）

3 補正内容

工事期間中の日最高気温の状況に応じて、変更設計時に現場管理費を補正する。

補正值（％）＝ 真夏日率×補正係数 ※小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

真夏日率：真夏日の日数÷工期

補正係数：1. 2

真 夏 日：日最高気温が30度以上の日

工 期：準備・後片付け期間を含めた工期

4 留意事項

- (1) 本補正について、受注者は、契約期間内に協議の発議を行うことができ、受発注者間の協議により、補正の必要があると認められる場合に適用する。
- (2) 受注者は、協議にあたり、本補正の対象工事に該当することを示す資料（工事工程表等）及び工事期間中の真夏日の日数が分かる資料（最寄りの気象観測所における日最高気温の記録等）を監督職員に提出するものとする。